

大切なお知らせです！

12月から児童扶養手当と公的年金の併給が開始

これまで、公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※ 児童扶養手当の概要については、広報7月号の11ページをご参照ください。

今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

- ・ お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・ 父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・ 母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

<参考：児童扶養手当の月額>（平成26年4月～）

- ・ 子ども1人の場合 全部支給：41,020円 一部支給：41,010円～9,680円（所得に応じて決定）
- ・ 子ども2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

※ 児童扶養手当を受給するためには申請が必要です。まずは福祉課へご相談ください。

（聞き取り調査等を行い、支給資格対象となる方には必要書類等をご説明いたします）

■ 問い合わせ 福祉課子育て支援担当（内線175）

高額介護合算療養費の自己負担限度額（年額）

所得区分		後期高齢者医療制度 + 介護保険
現役並み所得者 (3割)	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる方	67万円
一般 (1割)	現役並み所得者、低所得者以外の方	56万円
低所得者Ⅱ (1割)	世帯員全員が住民税非課税である方	31万円
低所得者Ⅰ (1割)	世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から必要経費・控除（公的年金の場合は80万円）を差し引いた所得の合計が0円となる世帯の方	19万円

● 高額医療・高額介護合算療養費とは？
医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度です。
同一世帯内の後期高齢者医療被保険者が、1年間（毎年8月1日から翌年7月31日まで）に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が、自己負担限度額を超えた場合、申請により限度額を超えた金額が支給されます。

● 平成27年1月に通知を発送
平成25年8月1日から平成26年7月31日の1年間について、高額医療・高額介護合算



※ ただし、高額療養費または高額介護サービス費として支給された金額は、自己負担額から差し引いて計算します。

後期高齢者医療高額医療・高額介護合算療養費について 利用者負担の軽減のお知らせ

療養費の支給対象となる見込みの被保険者について、平成27年1月頃、山梨県後期高齢者医療広域連合より通知と申請書が郵送されます。

● どうすれば支払われるの？

◇ 申請 通知に同封された申請書にご記入のうえ、市役所市民課国保医療担当へご提出ください。

※ 提出先は平成26年7月31日に住民登録のあった市町村となります。

※ 申請の効力は通知がお手元に届いてから2年間です。

◇ 支給は2か所から

【医療分】

山梨県後期高齢者医療広域連合から支給されます。

（申請から支給まで2～3ヶ月ほどかかります。）

【介護分】

医療分支給（不支給）決定後、市役所介護保険課より支給されます。

■ 問い合わせ

・ 市民課国保医療担当

（内線127～129・137）

・ 介護保険課介護保険担当

（内線112・113・114）

・ 山梨県後期高齢者医療広域連合

☎ 0555-123615671